

令和８年度高校生の居場所設置・相談支援事業(千葉県立市川工業高等学校)業務委託
プロポーザル実施要領

(目的)

第１条 この要領は「令和８年度高校生の居場所設置・相談支援事業（千葉県立市川工業高等学校）業務委託」の受託事業者を選定するに当たり、優れた提案を広く募集して最優秀のものを選定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により実施するため、プロポーザルへの参加方法及び提案の選定方法について必要な事項を定める。

(提案者の参加方法)

第２条 プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領及び別に定める「令和８年度高校生の居場所設置・相談支援事業(千葉県立市川工業高等学校)業務委託プロポーザル募集要項」に基づき、参加の手続きをとるものとする。

(最優秀提案者の選定方法)

第３条 県は、別に定める「令和８年度高校生の居場所設置・相談支援事業（千葉県立市川工業高等学校）業務委託受託事業者選考会議設置要綱」に基づき選考会議（以下「会議」という。）を開催し、提案者から提出された提案書の書面審査及びヒアリングを行い、最も優れた提案者を選考する。

２ 県は、提案者が１者の場合は、ヒアリングを実施せず、選考会議構成員による書面審査のみとすることができる。

(その他)

第４条 この要領で定めるもののほか、プロポーザルの実施に係る必要な事項は、県が定める。

附則

この要領は令和８年２月６日から施行する。